平成２８年（フ）第１５６４号
埼玉県川口市北園町17番地６
破産者　株式会社ひょうたん島
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９号
千葉県野田市大殿井267番地の51
破産者　木下　保夫
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８６号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町160番地の３
破産者　能登　良一
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１４６号
広島県安芸高田市向原町坂1922番地２、開始決定時の住所千葉県柏市戸張1608番地７
破産者　寺岡　信之
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第２７２号
千葉県松戸市金ケ作22番地の１　インシュランスビルＶ902号
破産者　山際　幸嗣
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６６号
千葉県松戸市野菊野２番地　野菊野団地２棟1410号室
破産者　重岡　隆史
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目６番14―104号
破産者　今村　深雪
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７０６号
千葉県柏市中央２丁目３番20―206号
破産者　石島　和弘
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第７３１号
千葉県我孫子市根戸637番地の18
破産者　八田　幹生
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第８３９０号
東京都西東京市田無町２丁目１番１号
破産者　有限会社若葉
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３９１号
東京都西東京市南町４丁目11―９―102
破産者　達　健太郎
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８３９２号
茨城県鹿嶋市緑ヶ丘２―12―４　三浦方、住民票上の住所東京都西東京市南町４丁目11―９―102
破産者　達　　光子
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３６８号
静岡市駿河区宮竹１丁目３番２号
破産者　株式会社サンセイブ・エンターテイメント
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４号
滋賀県犬上郡豊郷町大字四十九院773番地１
破産者　江洲トラック有限会社
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２２０２号
大阪市此花区朝日２丁目１番６号
破産者　株式会社大林建設工業
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４８号
大阪府吹田市南金田１丁目14番30号　江坂山崎ビル201号
破産者　アイビー株式会社
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３６１６号
千葉県浦安市富士見３丁目11番１―506号
破産者　株式会社プレミューラ
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０８６号
大阪府四條畷市中野３丁目３番15号
破産者　医療法人山内医院
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９３８号
大阪府大東市北条６丁目１番10号
破産者　株式会社大一理器
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９７５号
大阪市西淀川区佃３丁目13―24―101
破産者　株式会社スリーエスプロ
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２７号
奈良県北葛城郡河合町大字川合910番地
破産者　株式会社ＫＳ　ＬＩＮＥ
１　決定年月日　平成29年３月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
千葉県鴨川市北風原55番地２
破産者　高梨　菊雄
１　決定年月日　平成29年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部